## 子供、女性、高齢者及び地域安全を守る企業・団体運動推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子供、女性、高齢者が安全で安心して生活できる町づくりを進めるため、企業・団体が中心となって行う「子供、女性、高齢者及び地域安全を守る企業・団体運動」(以下「安全安心企業・団体運動」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 運動は、子供、女性、高齢者及び地域安全を守る企業・団体運動(以下「安全 安心企業・団体運動」という。)と称する。

(定義)

- 第3条 この要綱において、「安全安心企業・団体運動」とは、企業や団体の従業員、構成員、その家族及び地域住民が犯罪に遭わないための活動や教育を促進することで、 犯罪の抑止を図り、子供、女性、高齢者が安全で安心して生活できる町づくりを推進 していくために行う企業・団体による自主的な企業・団体運動をいう。
- 2 この要綱において、「子供・女性・高齢者及び地域安全を守る企業・団体」(以下「安全安心企業・団体」という。)とは、安全安心企業・団体運動の趣旨に賛同し、活動を行う企業・団体をいう。

(安全安心企業・団体の基準)

- 第4条 安全安心企業・団体は、次の基準の全てを満たすものとする。
  - (1) 事業所が敦賀市内に所在すること。団体が敦賀市内で活動していること。
  - (2) 安全安心企業・団体運動を継続して行うことができること。
  - (3) 必要に応じて敦賀警察署や敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内)との連携、活動状況等について情報提供が可能であること。
  - (4) 代表者及び役員が暴力団員でないこと。
- (5) 代表者及び役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、敦賀警察署又は敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議 会(敦賀商工会議所内)が不適当と認める場合は、参加を認めないものとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は敦賀警察署に置く。

(参加申込方法)

第6条 安全安心企業・団体になろうとするものは、子供、女性、高齢者及び地域安全を守る企業・団体申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、企業・団体の概要がわかる資料を添付して、敦賀警察署又は敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内)に参加の申し込みをするものとする。

### (申込内容の変更)

- 第7条 安全安心企業・団体は、申込内容に変更があった場合は、速やかに敦賀警察署 又は敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内)に届け出るもの とする。
- 2 前項の届出は、様式第1号によるものとする。

#### (活動辞退)

第8条 安全安心企業・団体は、安全安心企業・団体運動ができなくなった場合は、子供・女性・高齢者及び地域安全を守る企業・団体辞退届(様式第2号)により、速やかに敦賀警察署又は敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内)に届出なければならない。

# (参加の取消し)

- 第9条 敦賀警察署又は敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内) は、次の各号に該当する場合には、参加を取り消すものとする。
  - (1) 前条の届出を受けたとき。
  - (2) 第3条規定する基準に該当しなくなったとき。
  - (3) 当該企業・団体が、社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
  - (4) その他、敦賀警察署又は敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内)が参加を不適当と認めるとき。

## (支援)

第10条 敦賀警察署及び敦賀市企業安全安心まちづくり推進協議会(敦賀商工会議所内)は、参加した企業等の活動を支援するために、必要な措置、助言等に努めるものとする。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関する事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。